

別表1 補助対象となる経費（事業実施に伴う経費）

経費区分	内容等
報償費	講師謝礼。
消耗品費	コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品購入経費等。概ね一年程度の使用でその性質・形状に変化をきたすか、全部若しくは一部を消費してしまう物品、又は購入予定価格が5万円未満の物品。 単体で使用できないもの。（ビデオテープ、DVD、コンピュータソフト等） 参加賞品等。 5千円未満の参考図書購入経費など。
食糧費	会議のときの飲物代、事業実施に伴う最小限の昼食代、弁当代、茶菓代。
印刷製本費	資料、文書、パンフレット、冊子等の印刷経費。
旅費交通費	市内交通費、市外への旅費。
通信運搬費	郵便料金、運送費等。
委託料	事業実施に伴う委託料。例：調査等実施による委託料等、アトラクションを委託したときの経費。ただし、事業全体を委託する場合を除く。
使用料	会場借り上げ経費。事務用機器類のリース料等。
備品修繕費	備品等の修繕費用。
図書購入費	5千円を超える参考図書購入経費。 ただし、週刊、月刊、年刊の図書は消耗品とする。
その他	その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費。

別表2 補助対象とならない経費

経費区分	内容等
報償費	補助金の交付の決定を受けた地域団体の構成員に対する報酬。
交際費	見舞金、慶弔費等。
委託料	事業自体を委託する場合。
食糧費	会議のときの飲物代、事業実施に伴う昼食代、弁当代、茶菓代を除く。
備品購入費	その品質・形状を変えることなく、1年を超える使用に耐え、かつ購入予定価格が5万円以上の物品等。

別表3 補助上限額

補助区分	補助上限額
(1) 第3条第1項第1号関係	200,000円
(2) 第3条第1項第2号関係	100,000円

別表4 補助期間

補助区分	補助期間
(1) 第3条第1項第1号関係	地域活動協議会が初めて申請を行った日を含む年度を含め、連続する通算2カ年度とする。
(2) 第3条第1項第2号関係	地域活動協議会形成後、1カ年度とする。

上記(1)及び(2)を、同一年度に補助金の交付を受けることを可能とする。

別表5 マッチングファンド

一人1時間あたりの単価	500円
時間単位	60分単位とする。 (ボランティアスタッフが従事した時間を合計し60分未満を切り捨てて算出する。)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては

主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては

その名称、代表者の氏名印)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付申請書
(第17条第1項第1号に規定する事業)

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第19条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 _____ 円
(2) 算出の基礎 別紙事業計画書のとおり

2 補助事業等の名称、目的及び内容

- (1) 名称
(2) 目的
(3) 内容

3 補助事業等の開始日及び完了予定日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
(2) 収支予算書(別紙2)
(3) マッチングファンド対象額計算書(別紙3)
(4) 地域活動協議会規約
(5) 地域活動協議会役員名簿
(6) その他市長が必要と認める書類

5 その他

事業計画書には、補助事業に関する事業効果やアンケート等の効果測定の方法また事業にかかる広報の方法等を明記すること

(様式 1 - 1 別紙 1)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金 事業計画書

補助事業名	
事業概要	実施日時又は期間 実施場所又は地域 対象者及び参加予定人数 実施内容・方法 他団体との連携
事業目的	
事業効果の 検証方法	期待できる効果とその検証方法
広報の方法	事業開始前及び終了後の広報の方法

(様式 1 - 1 別紙 2)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金 収支予算書

収 入 (単位：円)

項 目	全体事業予算額	うち補助対象 部分予算額	備 考
計			

支 出 (単位：円)

項 目	全体事業予算額	うち補助対象 部分予算額	備 考
計			

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付申請書
(第17条第1項第2号に規定する事業)

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第19条第1項及び第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 _____ 円
(2) 算出の基礎 別紙事業計画書のとおり

2 補助事業等の名称、目的及び内容

- (1) 名称
(2) 目的
(3) 内容

3 補助事業等の開始日及び完了予定日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
(2) 収支予算書(別紙2)
(3) 地域活動協議会規約
(4) 地域活動協議会役員名簿
(5) その他市長が必要と認める書類

5 その他

事業計画書には、補助事業に関するスケジュール等を明記すること

(様式 1 - 2 別紙 1)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金 事業計画書

補助事業名	
事業概要	
事業目的	
事業実施 スケジュール	法人格取得にかかる申請までのスケジュール等を記載。

(様式 1 - 2 別紙 2)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金 収支予算書

収 入 (単位：円)

項 目	全体事業予算額	うち補助対象 部分予算額	備 考
計			

支 出 (単位：円)

項 目	全体事業予算額	うち補助対象 部分予算額	備 考
計			

(様式第2号)

大阪市指令西淀 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第20条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業者は、政治的活動を行ったと認められる活動や法令又は公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (2) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第24条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (6) 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第28条に規定する実績報告をすること。
- (7) 補助事業者が地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第4条第1項の認定を取り消されたときは、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
- (7) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱の規定を遵守すること。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令西淀 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第20条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印)

印

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付申請取下書

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて通知のあった大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金の交付決定について、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第21条第1項の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 平成 年 月 日
- 2 取下げの理由

(様式第5号)

請 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印)

印

平成 年 月 日付け大阪市指令西淀 第 号で交付決定通知を受けた大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金については指令書の各条項を遵守することを確約のうえ、お請けします。

(様式第6号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印)

印

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第24条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

申請時に提出したマッチングファンド対象額計算書の内容等を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、マッチングファンド対象額変更計算書(別紙1)を添付すること。

(様式第7号)

大阪市指令西淀 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金変更承認決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第24条第5項の規定により通知します。

(様式第8号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては

主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては

その名称、代表者の氏名印)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて補助金の交付決定受けた補助事業等について、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第24条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間))

(様式第9号)

大阪市指令西淀 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金中止・廃止承認決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第24条第5項の規定により通知します。

(様式第10号)

大阪市指令西淀 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金変更不承認決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第24条第6項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第11号)

大阪市指令西淀 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金事情変更による
交付決定取消・変更通知書

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて交付決定した大阪市
西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金について、大阪市西淀川区自律
的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第25条第2項の規定により、次の
とおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容

- 2 取消し・変更の理由

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名印)

印

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金実績報告書
(第17条第1項第1号に規定する事業)

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第28条第1項、第2項及び第3項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 _____ 円

3 その他必要事項

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 補助事業の実績・効果 (別紙1)

4 添付書類

- (1) 収支決算書 (別紙2)
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (3) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等
- (4) マッチングファンド対象額実績報告書 (別紙3)

(様式12-1 別紙1)

補助事業の実績及び事業計画書に記載した事業効果の検証結果

補助事業名	
事業内容	実施日時又は期間 実施場所又は地域 対象者及び参加人数 実施内容・方法 他団体との連携
事業効果の 検証結果	
広報の方法	

(様式12-1 別紙2)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金 収支決算書

収 入 (単位：円)

項 目	全体事業決算額	うち補助対象 部分決算額	備 考
計			

支 出 (単位：円)

項 目	全体事業決算額	うち補助対象 部分決算額	備 考
計			

(様式第12-2号)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては

主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては

その名称、代表者の氏名印)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金実績報告書
(第17条第1項第2号に規定する事業)

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第28条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 _____ 円

3 その他必要事項

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 補助事業の実績・効果(別紙1)

4 添付書類

- (1) 収支決算書(別紙2)
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (3) 補助事業にかかる現場写真等

(様式 1 2 - 2 別紙 1)

補助事業の実績及び事業計画書に記載した事業効果の検証結果

補助事業名	
事業概要	
事業実施 スケジュール	法人格取得にかかる申請までのスケジュール等を記載。 法人格取得日又は法人格取得のための申請日を明記すること。

(様式 1 2 - 2 別紙 2)

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金収支決算書

収 入 (単位 : 円)

項 目	全体事業決算額	うち補助対象 部分決算額	備 考
計			

支 出 (単位 : 円)

項 目	全体事業決算額	うち補助対象 部分決算額	備 考
計			

(様式第13号)

大阪市指令西淀 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金額確定通知書

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて交付決定した大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第29条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印)

印

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金精算書

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第30条第1項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余額	金	円

2 添付書類

(1)収支決算書

(2)経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第14号)

大阪市指令西淀 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付決定取消書

平成 年 月 日付大阪市指令西淀 第 号にて交付決定した大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市西淀川区自律的な地域運営を支援するための活動補助金交付要綱第31条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由